

# 漁場保全関連特定森林整備事業 (漁場保全の森づくり事業)

林野庁と水産庁が連携し、漁場環境の保全のため、森林の整備を行っています。

**本林** 林は水源かん養や土壤保全の機能を有しており、魚介類の水揚げや漁場環境とも密接に関係しています。

北海道のえりも岬では、明治時代から開拓民が入り、薪の採取や家畜の放牧によって森林が失われるにつれ、魚介類の水揚げが激減しました。

そこで、昭和二八年から海岸林の造成が始まり、緑化が進むにしたがつて魚介類の水揚げが回復しました。

また、近年では、森林が水産資源の維持・培養に密接に関わっていることへの理解が深まり、地方公共団体が主催する植樹祭に漁業関係者が参加したり、沿岸や河川等の水質保全や漁業資源の培養等を目的として

漁業関係者が植樹等を実施する例が増えています。

林野庁では、平成一九年度から水産庁との連携により、漁場となる湾や入り江の後背地及び河川流域の森林において、栄養塩類等の供給や濁水の緩和等漁場環境の保全のため、間伐や広葉樹林の造成等を実施しています。

具体的には、濁水が直接漁場に流入するおそれがある箇所や森林において、適切な間伐を行うことにより下層植生を繁茂させ、表土の侵食や流出を抑制するとともに豊かな土壌を形成し、洪水の緩和や水質の浄化等を図ることとしています。また、必要に応じて、治山施設により土砂

の崩壊や流出の防止を図ったり、複層林へ誘導・造成するため広葉樹等の植栽を行うこととしています。

## 過密な人工林の間伐



間伐により陽光が差し込むことで植生が回復し表土の流出を防止



立木が過密なため地表の植生が消滅し表土が流出

# 漁場保全の森づくり事業

林野庁と水産庁が連携した漁場環境の保全に資する森づくりの推進(イメージ図)



## ■ 海岸林の造成



マツの植栽により森林を造成し土砂の流出を防止



台風による波で土砂が流出